

第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために

必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

- 県土の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるように努める。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図る。

2 土地関連法令の適切な運用

- 土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用計画の充実や諸制度間の総合的な調整の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図る。
- 地価動向の的確な把握、土地取引の規制に関する措置及び注視区域や監視区域制度の適用など国土利用計画法等の適正な運用により、適正な地価の形成に努める。

3 土地利用計画等の整備・充実

- 市町村計画の整備・充実を図るため、未策定の市町村や目標年次到来に伴い改定が必要な市町村に対し、計画策定を働きかけるとともに、土地利用に関する情報の共有化を進める。同時に、無秩序な開発を防止するために、土地利用基本計画や都市計画などの土地利用計画の適正な運用により、適切かつ合理的な土地利用を推進する。
- 土地利用基本計画の適正な管理を行うことにより、都市計画、農業振興地域整備計画などの土地利用計画に対する先行性、上位性を確保し、総合調整機能の強化を図る。

4 地域整備施策の推進

(1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策

- 九州国立博物館をアジアとの文化交流拠点として発展させるため、文化財の収集・展示・調査研究などを行うとともに、関係団体との連携を図る。
- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化と拠点性の向上を図り、各種プロジェクトごとの相互ネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）を推進する。

- 県内に集積する高い環境技術を有する企業や研究機関、研修機関を活用して、アジアにおいて環境対策に従事する人材を受け入れるなど国際的な環境人材の育成を図るとともに、環境技術の情報発信や技術協力による国際貢献を進める。
- 留学生の支援を進めるとともに、アジアを中心とした地域と学術・スポーツなど目的に応じた交流を推進する。
- アジア・ユース・カルチャー・センターを通じて、アジアを中心とした地域との若者文化交流を拡充する。

(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策

- 生産台数 150 万台、地元調達率 70%、アジアの最先端拠点、次世代のクルマ開発拠点といった北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想を推進する。
- L S I 開発に関する大学などの頭脳資源や半導体関連産業の集積等を最大限に活用し、アジア地域の核となる先端システム L S I 開発拠点を構築する。
- バイオベンチャー企業・研究機関などバイオ産業が集積した「バイオクラスターの形成」を目指す。
- ロボット産業の振興により地域経済の活性化を図るため、産学官連携による「ロボット産業振興会議」を中核として、ロボット製品化のための研究開発支援、次世代ロボットの普及促進などを進め、新たなロボット産業の創出を図る。
- 産業の共通基盤であるナノテクを利用した産業振興を図るため、産学官で構成する「福岡ナノテク推進会議」を中核として、材料開発、加工技術の高度化、計測支援などの分野で交流連携、研究開発を推進する。
- 「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核に、研究開発、社会実証、人材育成をはじめ水素エネルギーの開発・普及を総合的に展開し、水素エネルギーの拠点を形成する。
- 「福岡コンテンツ産業拠点推進会議」を中核に、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大などを図ることにより、コンテンツ関連企業の更なる集積を進め、コンテンツ産業の拠点化を目指す。
- 地域の特性やニーズに応じた多種多様な取組を活発化させる構造改革特区制度を活用し、地域経済の活性化を図る。

(3) 交通・情報通信体系の整備に向けた施策

- アジアを中心とした諸地域との人的交流や物流の拡大に向け、空港や港湾の機能充実を図るとともに、関連するアクセス道路の整備を促進する。
- 九州の大動脈として地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の活性化に大きく寄与し、九州の一体的浮揚・発展を図るため九州新幹線の整備を促進する。

- 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。
- 県内各地域間を結ぶ広域幹線道路網の整備や中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備を進める。
- 地域の産業や人的交流の活発化に貢献する地域活性化インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、関連するアクセス道路などの整備を推進する。
- 情報インフラを活用し多様な雇用機会を創出するとともに、特産品の販売促進などを可能とするため、中山間地域や離島のブロードバンド環境の整備を図る。
- ふくおかiDC（インターネットデータセンター）など、高度な情報通信基盤の活用を促進する。

（４）地域及び地域産業の振興に向けた施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。
- 中山間地域の気候を活かした棚田米などの特色ある農産物や加工品づくり、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーンツーリズムを促進する等、地域の特性にあった農業の振興を図る。
- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。
- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持てる収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制を整備する。
- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進するため、直売所の整備など、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。
- 優れた県産農産物の販売拡大のため、アジア地域などを中心に輸出先及び輸出品目の拡大を図る。
- 森林施業の共同化・集約化や高性能林業機械の導入などを促進し、森林の持つ木材生産機能が持続的に発揮されるように努める。
- 新規林業就業者及び意欲的林業経営者の育成・確保に努めるとともに、中間流通を省いた産直住宅や安定供給体制の整備に取り組み、県産材の需要拡大を推進する。
- 九州歴史資料館を核に県内市町村及び関連施設との連携を図り、文化財保護活動の充実と文化資源の保存・継承を図り、県民への情報提供や県民が文化財に親

しむ環境づくりを進める。

- 郷土の歴史及び文化に触れることのできる史跡の活用を促すとともに、近代化遺産、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの保存・活用を推進する。
- 新たな観光資源の開発や地域の魅力を高める観光地づくりを進める。

5 県土の保全と安全性の確保

(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策

- 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。
- 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。
- 土石流、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、砂防設備の整備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の設置などを計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域などの指定や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。
- 高潮をはじめとする自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守り、県土を保全するため、堤防、護岸などの整備を推進する。
- 道路・橋梁の豪雨や地震などに対する安全性の点検などを実施し、緊急度に応じて、危険箇所の防災工事や橋梁の震災対策工事、緊急輸送路確保のための道路整備などを計画的に推進する。
- 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。
- 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。
- 水源のかん養のため、水源地域などの森林を「水源の森」として整備する。
- 森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育て、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃した森林の再生を図る間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、県民参加の森林づくりを推進する。
- 間伐団地の設定と路網整備などによる効率的な間伐を実施するとともに、長伐期林や複層林など多様な森林の造成を図る。また、間伐材の有効利用を推進する。
- 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工林内に繁茂した侵入

竹の解消を図る。

(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策

- 安全で安心な県民生活を実現するため、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、県民及び事業者と連携・協力し、犯罪の防止に配慮した道路、住宅などの普及等総合的な対策を実施する。
- 安全で安心な県産農産物を提供するため、減農薬、減化学肥料栽培を推進するほか、GAP（農業生産工程管理）の導入促進や各種安全に関する制度の周知、食品表示の適正化などを推進する。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、計画的に住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するなど、災害に強い居住環境を形成する。
- 老朽化した木造住宅が密集して災害危険度が高い地域、道路・緑地などの基盤が未整備である地域においては、住宅市街地総合整備事業や住宅地区改良事業などを活用し、良好な居住環境を形成する。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や福岡県福祉のまちづくり条例の運用により、高齢者、障害者などをはじめとする全ての県民が安全かつ快適に生活できるまちづくりを促進する。
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。
- 市街地における交通量の多い幹線道路の踏切の立体交差化を進める。
- パーク・アンド・ライドを推進するため、中心市街地及び駅などの交通結節点において、駐車場の計画的な整備を促進する。
- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。
- 地域における医療機関の相互連携や機能分担を推進するとともに、へき地における医療サービスの充実を図り、県民誰もが、どこでも、安全で安心できる質の高い医療が受けられる体制を構築する。
- 必要な介護サービスを安心して受けることができるように、介護施設の計画的な整備を図る。
- 子どもを安心して生み育てることができる地域社会の形成を図るため、地域子育て支援拠点や保育所などの子育て支援施設の整備を促進する。

6 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策

- 廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、これらを支えるリサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策を講じる。
- 産業廃棄物処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の適正な運用により、その確保に努める。なお、施設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 一般廃棄物処理施設については、リサイクルセンターや熱回収施設（焼却施設）などの効率的かつ計画的な整備を促進する。なお、施設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 市町村などにおける広域的なゴミ処理のネットワークの構築を促進することにより、一般廃棄物の適正で効率的な処理を推進する。また、市町村の広域的な一般廃棄物処理システム、ダイオキシン類対策及びゴミのサーマルリサイクル（熱回収）として有効なRDF発電を引き続き推進する。
- 不法投棄など不適正処理の防止のため、排出事業者・処理業者への指導、取締りの強化、処理実態の的確な把握とそれを踏まえた効果的な監視指導を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画に沿った処理の促進、公共関係事業の推進などを行い、産業廃棄物の適正な処理を推進する。
- リフォームが容易で、省エネルギー性能の向上や自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用など、環境に配慮した住宅の普及促進に努める。また、地域産材などを活用した木造住宅の普及を促進する。
- 地域間の水供給能力の格差解消を図るため、地域間、水道事業者相互の水融通、水利用の広域化を可能とする水のネットワークの構築を進める。
- 良質たい肥の生産施設や散布機械の整備などの取組を支援するとともに、耕畜連携による循環型農業の確立を図る。
- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）などの適切な運用により、生物多様性の確保や生態系の維持に努める。また、鳥獣害対策については、鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防除、生息環境管理など総合的な対策を実施する。
- 地域の特色ある自然環境の保全を図るため、生物多様性の重要性や希少野生生

物の保護についての情報提供や意識啓発を図るとともに、地域の生態系などに影響を及ぼしている外来生物に対する取組を進める。

- 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など污水处理施設の整備を進める。
- 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び農地などからの面源負荷の低減対策や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。
- 土壌汚染による健康リスクを低減するため、土壌汚染対策法を踏まえ、土地所有者などに対して、土壌の汚染状況の調査や汚染土壌の除去などを指導する。

(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策

- 福岡県美しいまちづくり基本方針に従い、NPOやまちづくり団体、県民などのパートナーシップによる美しいまちづくりを推進する。また、景観法に基づく景観計画の策定などを通じ、広域的な景観づくりを推進する。
- 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。
- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。
- 市街地における貴重な緑地としての中核施設である都市公園や、優れた自然の風景地であり屋外レクリエーションの場となっている自然公園の整備を推進する。
- 県民の森をはじめとして、自然とふれあえる森林空間を整備する。
- 県民参加の森づくり、里山づくり、河川美化など自然豊かな「緑あふれるふくおか」づくりを推進する。
- 周辺地域の自然環境や景観との調和を図りつつ、県民にやすらぎとうるおいを与える河川及び港湾の水辺空間の整備を促進する。
- 自然環境との調和を図るため、環境に配慮した海岸の整備を推進し、快適でうるおいのある海岸空間の充実を図る。
- 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。
- 市街化区域内農地について、緑地確保の必要がある場合には、生産緑地制度を活用し保全を図る。
- 生活道路などが未整備である住宅地や良好な景観を有していない住宅地など、住環境の整備改善を必要とする住宅地においては、街なみ環境整備事業など各種住環境整備事業を活用し、住民の発意と創意を尊重したうるおいのある居住環境

づくりを促進する。

- 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護などを推進する。
- 良好な環境を確保するため、開発に当たっては、自然環境への配慮や自然に親しむための工夫を施すとともに、特に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、実施段階において環境影響評価を推進する。

7 土地利用転換の適正化

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化によっては、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。
- 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。
- 森林の利用転換を行う場合には、国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。
- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

8 土地の有効利用の促進

(1) 都市部の整備に関する施策

- 都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を整備するとともに、市街地の無秩序な拡散を防止する。
- 都市構造に影響のある大規模集客施設は、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」における「広域拠点」及び「拠点」に誘導し、それ以外での立地を原則として抑制していく方針の下、関係する市町村と連携しながら集約型の都市構造への転換を図る。
- 安全で快適な居住環境の創出、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を促進する。
- 細分化された宅地の統合や公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行うため、市街地再開発事業を促進する。
- 中心市街地における集客力向上のため、商店街の空き店舗活用事業、共同施設の整備など、まちづくりと一体となった商店街の活性化に向けた取組を支援する。
- 子育て支援施設、福祉施設、店舗などの賑わい施設を併設した住宅など優良な街なか住宅の供給促進や、街なかにある空き家の有効活用並びに公共施設の街なかへの立地誘導とユニバーサルデザイン化を図ることにより、街なか居住を促進する。
- 良質な住宅ストックの形成のため、住宅市場における住宅の質に関する情報提供などを促進する。
- 街なか居住の促進や郊外住宅団地の再生などを図るため、「あんしん住替え情報バンク」を活用し、既存住宅の流通促進に取り組む。
- 郊外住宅団地の再生を図るため、NPO などによる地域コミュニティの活動や住宅のバリアフリーリフォームなどを支援する。

(2) 農山漁村部の整備に関する施策

- 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、その有効利用を促進する。
- 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。
- 耕作放棄地については、農作業の集約や放牧地利用など農用地としての利用を促進するほか、市民農園や観光農園などへの有効利用も促進する。また、中山間地域においては、交通対策、医療対策、IT活用など、条件不利地域の各種振興策など総合的な対策を図ることにより、人口減少を抑制し、耕作放棄地や荒廃森林の発生を防止する。
- 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農

業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

- 都市部と農山漁村部との二地域居住など、地域振興施策との連携による多様な住まい方を選択できる取組等を行うことにより、農山漁村部における定住を促進する。
- 自然環境の保全に配慮しつつ、高密度路網を目指した林道・作業道の計画的な整備を推進する。
- 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

(3) 産業用地の整備に関する施策

- 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開発を積極的に推進する。また、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定により工場立地の計画的誘導を図る。
- 工場の適正立地を図るため、工場立地法に基づき特定工場の届出に関する審査及び助言指導、現地調査を行う。
- 既存の工業団地のうち未分譲のものなどの有効利用を促進する。
- 企業の遊休地など民間が所有する未利用地の利用・開発を促進する。

9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

- 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や土地基本調査、自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民ニーズに対応した土地情報を整備し、広く県民向けに情報提供を行う。

10 計画の推進及び指標の活用

- 計画の推進に当たっては、利用区分別の利用動向の把握や県土利用に関する施策の現状と課題の把握など、その管理・運営を適切に行うとともに、各種指標を活用して計画の総合的な点検を行う。